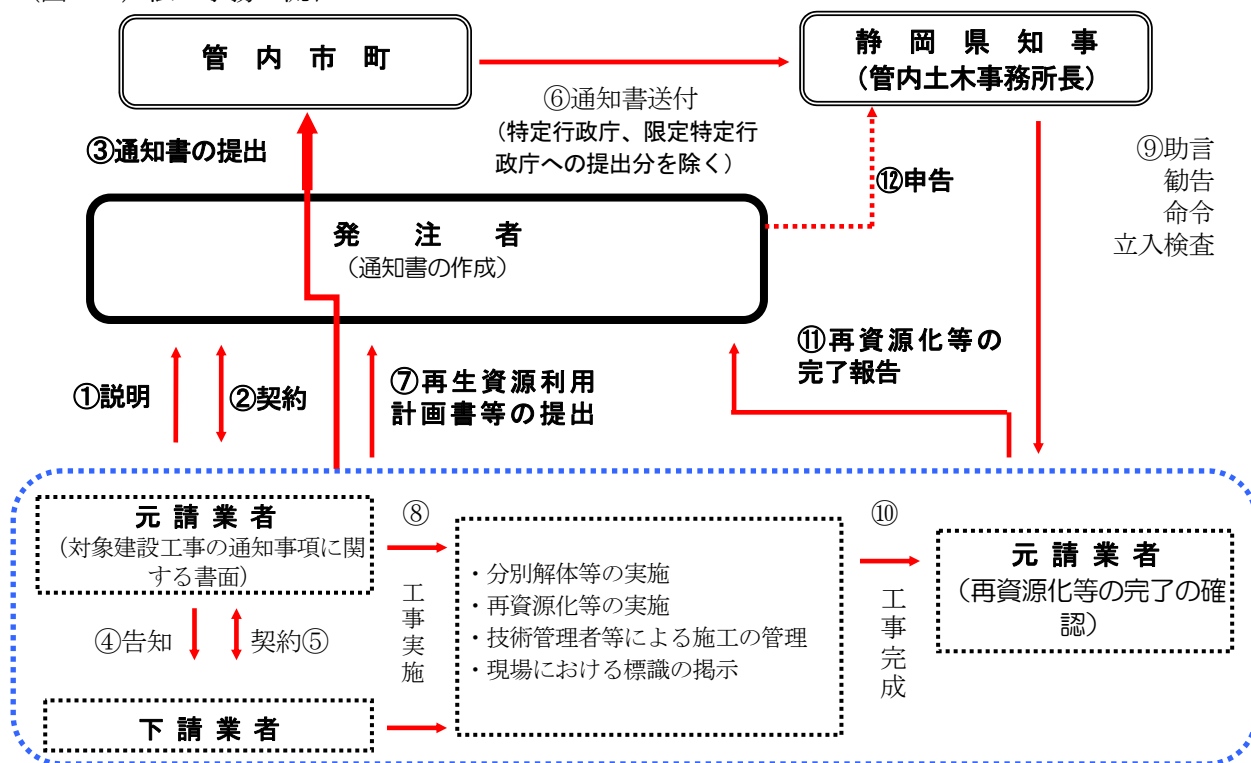


建設リサイクル法に係る事務手続き

西部農林事務所

建設リサイクル法では、事前説明、工事の通知、契約、告知、再資源化等完了報告等の各種の事務手続きが義務付けられており、以下の事務の流れにより必要な手続きを行う必要があります（図-1参照）。

（図-1）法の事務の流れ



<対象工事>

その施工に特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を使用する新築工事等のうち、次の規模以上のものが対象となります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ^{※1}	請負代金の額 ^{※3} 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) ^{※2}	請負代金の額 ^{※3} 500万円 以上

※¹ 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。

※² 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。

※³ 請負代金の額には消費税を含みます。

対象工事については、建設リサイクル法に基づき、以下の事務手続きが必要です。

番号	手続き等	内容
①	説明 《落札者等 → 発注者》 法第 12 条第 1 項	○建設工事を請け負おうとする者（以下「 <u>落札者等</u> 」という。）は、「 <u>説明書</u> 」を作成し、対象建設工事を発注した者（以下「 <u>発注者</u> 」という。）と <u>工事請負契約を締結する前までに、発注者に提出</u> します。
②	契約 《落札者等 ↔ 発注者》 法第 13 条第 1 項、第 2 項	○ <u>落札者等は、工事請負契約書に、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号、以下「省令」という。）第 4 条で定める事項を記載した書面（「<u>法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面</u>）」を綴ります。</u> (書面の記載事項) ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）※ ¹ ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ※ ² なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する必要があります。 ※ ¹ 解体工事に要する費用：分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含みません。 ※ ² 再資源化等に要する費用：特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用。
③	通知書の提出 《発注者（落札者等が代行）→ 各市町》 法第 11 条	○発注者に代行して、対象建設工事の「通知書」を <u>落札者等は工事に着手(※)する前に</u> あらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する <u>各市町</u> （「建設リサイクル法に係る届出（通知）受理窓口一覧表」を参照）に「 <u>通知書</u> 」を提出する必要があります。（別表添付） ※ 工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業（調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など）は含みません。
④	告知 《元請業者 → 下請負人》 法第 12 条第 2 項	○ <u>元請業者は</u> 、請け負った工事を他の建設業者（以下「 <u>下請負人</u> 」という。）に請け負わせようとするときは、下請契約締結前の段階で、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、法第 12 条第 1 項に基づき行った事前説明の内容（説明書の記載事項）について、「 <u>告知書</u> 」により、 <u>下請負人に告げる必要</u> があります。 ○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が再下請負人に対し告知するよう指導する必要があります。 また、 <u>元請業者はその告知書の写しを監督員に提出</u> する必要があります。
⑤	契約(下請契約) 《元請業者 → 下請負人》 法第 13 条第 1 項	○元請業者は、下請負人と下請契約を締結する場合には、「 <u>法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面</u> 」を作成し、「 <u>下請契約書</u> 」に綴り込む必要があります。

		<p>また、<u>元請業者はその下請契約書の写しを監督員に提出する必要がある</u>あります。</p> <p>なお、契約の内容に<u>再資源化等に関する事項が含まれない場合は、「該当なし」と記載</u>します。</p> <p>(解説)</p> <p>※ 請負者は、「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物処理法第 12 条第 3 項及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 2 第 1 項第 3 号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年省令第 35 号）第 8 条の 4 の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しません。</p> <p>○<u>元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」を作成し、「再下請契約書」に綴り込むよう指導する必要がある</u>あります。</p> <p>また、<u>元請業者はその再下請契約書の写しを監督員に提出する必要がある</u>あります。</p>
⑥	通知書送付	各市町から県知事宛通知書が所管土木事務所へ送付されます
⑦	再生資源利用計画書等の提出 《元請業者 → 発注者》	○元請業者は、発注者に対して再生資源利用（促進）計画書を提出します
⑧	工事实施 《元請業者・下請負人》	○工事の実施に当たっては特定建設資材に係る分別解体等（法第 9 条）、特定建設資材廃棄物の再資源化等（法第 16 条）が義務付けられています。 また、 <u>解体工事業者の場合は技術管理者による監督</u> （法第 31 条及び法第 32 条）及び <u>解体工事業者登録標識の掲示</u> （法第 33 条）が、 <u>建設業者の場合は主任技術者又は監理技術者の工事現場ごとの専任</u> （建設業法第 26 条）及び <u>建設業許可標識の掲示</u> （建設業法第 40 条）が義務付けられています。
⑨	助言・勧告・命令・立入検査 《行政庁→受注者》 法第 14 条、法第 15 条、 法第 19 条、法第 20 条、 法第 42 条、法第 43 条	○通知書を受理した行政庁等は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。
⑩	工事完了 《元請業者》	○ <u>元請業者は、特定建設資材に係る分別解体等の完了の後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了</u> を産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）などにより <u>確認</u> します。
⑪	再資源化等の完了報告 《元請業者 → 発注者》 法第 18 条第 1 項	○対象建設工事の <u>元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を当該対象建設工事の発注者に書面（「再資源化等報告書」）で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況の記録（「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」）を作成し、これを保存・提出する必要がある</u> あります。 (報告の記載事項) 特定建設資材廃棄物の、

		<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 <p>※「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、国土交通省総合政策局のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」（クレダスCREDAS）をダウンロードして作成することができます。</p> <p>HP http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm</p>
⑫	<p>申告 《発注者 → 行政庁》 法第 18 条第 2 項</p>	<p>○対象建設工事の発注者は、法第 18 条第 1 項に基づく元請業者から再資源化等完了報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、県知事に対しその旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。</p>

各様式は、静岡県 HP 申請書等ダウンロードサービスの
交通基盤部ー建設支援局建設技術企画課 「建設リサイクル法届け出等書類」
に掲載されています。